防災に関する市への質問及び回答

■自主防災組織

Ｑ１：自主防災組織の活動事例を教えてほしい。

Ａ１：自主防災組織の活動については、各区・町内会の実情に応じて取り組んでいただいています。例えば、毎年提出していただく自主防災組織編成届に基づき、全ての町内役員を対象とした防災訓練の中で、コミュニティタイムラインの説明や災害時の行動・役割を共有することで、防災意識の向上を図っている区もあります。
また、市が毎年２月頃に開催する「地域防災力向上セミナー」では、自主防災組織による主体的な防災活動についての基礎知識の習得や意見交換を行っています。お時間があれば、ご参加ください。

■コミュニティタイムライン

Ｑ２：コミュニティタイムラインとは何か。

Ａ２：大雨や台風が来た時に、区民の命を守るため、「いつ・誰が、何をするか」を事前に決めておく事前防災行動計画です。令和２年から作成事業を始め、市は区の作成を支援しています。完成後は、区の全世帯に事前防災行動計画を配布しています。現在、４つの区で作成を完了しており、１つの区で作成中です。

Ｑ３：作成したコミュニティタイムラインが、災害時に機能するためにどうすればよいか。

Ａ３：コミュニティタイムラインは作成するだけで終わりでなく、災害時どのように活用していくかが重要になると考えます。実効性を確保するために、毎年、町内会長会議での内容確認、区全体の緊急連絡網の作成、防災訓練の実施などが重要であると考えますので、作成後も市が継続して支援していきます。

■災害時の行動

Ｑ４：災害発生時、区長の役割を教えてほしい。

Ａ４：災害が切迫している場合や災害発生時は、まずご自身、ご家族の身の安全の確保の優先をお願いします。日頃の防災訓練などを通じて災害時の行動を考えていただき、災害時に実践していただければと思います。また、地震発生後など長期的に避難所の開設が必要な場合は、自主防災組織を中心とした避難所の運営にご協力お願いします。

Ｑ５：災害発生時に電話以外の市への連絡方法はあるのか。また、９月８日の大雨の際、地域の状況（道路冠水）を伝えたかったが、市に連絡がつながらないことや電話がつながってもすぐに現場確認できないなどと言われたが、何とかならないのか。

Ａ５：人命に関わる事案については、119 番通報をお願いします。また、道路冠水などの災害状況の報告など市へのお問い合わせは、電話によるお問い合わせのみとなります。災害時は、市民の皆様から多くの問い合わせがあり、その状況に応じて優先順位をつけ順次対応します。そのため、電話がつながりにくい状況やすぐに現場確認ができない場合がありますので、その旨をご理解いただきますようお願いいたします。

■避難・避難所について

Ｑ６：避難情報が発令された際に、避難所が開設されていない場合はどこに避難すればよいか。また、避難所の開設や避難所の鍵の管理は誰が行うのか。

Ａ６：指定避難所の開設準備が整った段階で避難情報（警戒レベル３「高齢者等避難」など）を発令するため、発令後は必ず指定避難所が開設されています。指定避難所の開設は、市の避難所開設班（福祉課などの職員）が行います。また、鍵の管理は危機管理課で行っていますが、地域の実情に合わせ、区長様等が鍵を管理しているところもあります。

Ｑ７：避難情報（レベル４避難指示）が発令された場合は、必ず避難しなければいけないのか。

Ａ７：避難情報は、必ず指定避難所への避難を指示するものではなく、危険な場所からの避難をお願いするものです。在宅避難や縁故避難など、事前に取るべき行動を確認しておき、自宅や周辺の危険個所はハザードマップにて確認しておくことが大切です。

Ｑ８：日中の災害では、自主防災組織のメンバーが不在である可能性が高い。そういう場合の対応を検討しておかなければならないと思うがいかがか。

Ａ８：日中に災害が発生した場合に備え、自主防災組織の役割分担等を町内会長会議等で事前に決めておくことなど、地域で顔の見える関係性を築いておくことが大切です。また、日中に災害が発生を想定した、防災訓練を実施することも有効です。

Ｑ９：個別避難計画の作成状況を教えてください。

Ａ９：災害危険エリアに居住する方の個別避難計画（要支援者名簿に載っている方の個別具体的な避難計画）の作成は、令和７年度をもって概ね完了しました。ご協力ありがとうございました。今年度は、引き続き区の皆様にご協力をいただきながら、新規の対象者の作成に取り組みます。11 月初旬から、作成対象者がいる区の区長様に作成協力のお願いにお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

Q10：個別避難計画に載っている方を避難させる場合の責任はあるのか。また、その者が不在だった場合はどうしたらよいのか。

A10：個別避難計画に記載がある避難支援等実施者に対して、法的責任はありません。まずは、支援等実施者やその家族の身の安全を確保し、可能な範囲で避難行動を支援していただきます。また、支援実施者が不在の場合も想定して、別の支援者を探すなど、地域の関係者が情報を共有し、地域全体で支え合うことが大切です。

Q11：自主避難所を開設した場合、市に連絡すればよいか。また、市から何か支援はあるのか。

A11：自主避難所を区長様が開設した場合は、くらし人権課へご連絡ください。また、自主避難所の開設に備え、自主防災組織補助金を活用した備蓄品の確保など、事前の備えをお願いします。

■その他

Q12：地域の防災士と一緒に防災行動を考えていきたいが、どうすればよいか。

A12：防災士の資格を持つ方を中心に令和５年度から「防災士の会」が活動しています。防災士の会との防災活動について検討している場合は、一度、危機管理課にご連絡ください。